

## 予 算 要 求 資 料

令和3年度当初予算      支出科目 款：総務費 項：防災費 目：防災総務費

### 事業名 火山防災対策事業費

(この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください)

危機管理部 危機管理政策課 山岳遭難・火山対策係 電話番号：058-272-1111 (内 3347)

E-mail: [c11117@pref.gifu.lg.jp](mailto:c11117@pref.gifu.lg.jp)

1 事業費                    7,529 千円 (前年度予算額：7,200 千円)

#### <財源内訳>

| 区 分 | 事業費   | 財 源 内 訳    |            |            |          |     |     |     |            |
|-----|-------|------------|------------|------------|----------|-----|-----|-----|------------|
|     |       | 国 庫<br>支出金 | 分担金<br>負担金 | 使用料<br>手数料 | 財産<br>収入 | 寄附金 | その他 | 県 債 | 一 般<br>財 源 |
| 前年度 | 7,200 | 0          | 0          | 0          | 0        | 0   | 0   | 0   | 7,200      |
| 要求額 | 7,529 | 0          | 0          | 0          | 0        | 0   | 0   | 0   | 7,529      |
| 決定額 |       |            |            |            |          |     |     |     |            |

## 2 要求内容

### (1) 要求の趣旨(現状と課題)

戦後最悪の人的被害をもたらした平成26年9月の御嶽山噴火を踏まえて「岐阜県火山防災対策検討会議」で取りまとめた『御嶽山噴火を踏まえた火山防災対策』に基づき、県内の各活火山(御嶽山、焼岳、白山、乗鞍岳、アカンダナ山)において緊急に取り組むべき火山防災対策について緊急性の高い事業から順次実施してきた。

令和2年度は従来火山防災対策に加え、火山に関する理解や防災意識向上のための普及・啓発や火山防災対策推進のための人材育成等を進めているところであり、引き続き関係機関と連携しながら火山防災対策の充実・強化を図っていく必要がある。

また、平成27年7月に改正された「活動火山対策特別措置法」により、火山災害警戒地域に指定された4つの火山(御嶽山、焼岳、乗鞍岳、白山)について「火山防災協議会」の設置が義務付けられ、平成28年6月末までに全ての協議会が法定化され、知事が構成員として位置づけられた。

火山防災協議会では、火山現象の状況に応じた具体的な避難計画の策定や登山者等に対する情報伝達などが協議事項として定められるなど、県もその構成員として積極的に関与していく必要がある。

## (2) 事業内容

### ○御嶽山・白山・焼岳・乗鞍岳

- ・御嶽山については平成 29 年 8 月に噴火警戒レベルが 1 に引き下げられ、令和 2 年 7 月に長野県木曾町で、8 月に長野県王滝村で一部規制が緩和されたが、岐阜県側については現在も火口周辺 1 km で立入規制が継続。火山防災協議会において規制解除に向けた安全対策の検討を行う。
- ・活火山法の改正に伴い、集客施設等の所有者等に対し、避難確保計画の作成、公表や避難訓練の実施、利用者に対する情報伝達・避難誘導体制の整備が義務付けられたため、対象となる集客施設に事業推進を促す。
- ・内閣府が示した「噴火時等の具体的で実践的な避難計画策定の手引き(H28.12)」を受けた避難計画の見直しを行う。

### ○共通

- ・火山に関する理解や防災意識の向上のための普及・啓発のため、住民向けの研修会、子ども向けの火山学習教室を実施する。
- ・県・市町村職員の火山防災知識向上のための研修を実施するとともに、名古屋大学等研究機関との一層の連携を図り人材育成を推進する。

## (3) 県負担・補助率の考え方

火山防災対策を推進するために必要な経費であり、県が負担すべきである。

## (4) 類似事業の有無

なし

## 3 事業費の積算内訳

| 事業内容     | 金額    | 事業内容の詳細           |
|----------|-------|-------------------|
| 報償費      | 861   | 専門家報償費            |
| 旅費       | 2,069 | 専門家旅費、職員業務旅費      |
| 需用費      | 3,615 | 公用車燃料費、協議会関係資料印刷費 |
| 役務費      | 262   | 通信運搬費             |
| 使用料及び賃借料 | 634   | 公用車 ETC 使用料、会場使用料 |
| 負担金      | 88    | 科目履修に係る負担金        |
| 合計       | 7,529 |                   |

### 決定額の考え方

## 4 参考事項

### (1) 各種計画での位置づけ

平成 27 年 7 月に「活動火山対策特別措置法」が改正され、平成 28 年 2 月に御嶽山、焼岳、乗鞍岳、白山が火山災害警戒地域の指定を受け、火山防災協議会の設置が義務付けられた。

同法に規定する避難計画や、火山ハザードマップ、避難確保計画、情報伝達などの様々な事項について、各火山の特質を考慮した上での検討を行う必要がある。

### (2) 国・他県の状況

内閣府が設置した「火山防災対策推進検討会議」が、平成 27 年 3 月に「火山防災対策推進ワーキンググループ」が提言した取組み（御嶽山噴火を踏まえた今後の火山防災対策の推進について）のフォローアップを実施中。

### (3) 後年度の財政負担

国の検討状況を注視しながら、「火山防災対策推進検討会議」及び各「火山防災協議会」において必要な火山対策について検討し、必要な経費を計上するとともに、国に対しても必要な支援を求めていく。

### (4) 事業主体及びその妥当性

「活動火山対策特別措置法」の改正により、知事が火山防災協議会の構成員として義務付けられた。また、防災基本計画において、「県は、火山防災協議会を設置するなど、体制を整備するよう努めるものとする。」と明記されており、県がリードし火山防災体制を強化していく必要がある。

# 事業評価調書（県単独補助金除く）

|                                     |        |
|-------------------------------------|--------|
| <input type="checkbox"/>            | 新規要求事業 |
| <input checked="" type="checkbox"/> | 継続要求事業 |

## 1 事業の目標と成果

### （事業目標）

・何をいつまでにどのような状態にしたいのか  
 平成 26 年の御嶽山噴火を踏まえ、県内の各活火山（御嶽山、焼岳、白山、乗鞍岳、アカダナ山）における効果的な火山防災対策を実施するため、現行の火山防災対策に係る課題を明らかにし、必要な火山防災対策を検討・実施する。

### （目標の達成度を示す指標と実績）

| 指標名 | 事業開始前 | 指標の推移 |      | 現在値<br><small>（前々年度末時点）</small> | 目 標  | 達成率 |
|-----|-------|-------|------|---------------------------------|------|-----|
|     | (H )  | (H )  | (H ) | (H )                            | (H ) | %   |
|     | (H )  | (H )  | (H ) | (H )                            | (H ) | %   |

### ○指標を設定することができない場合の理由

火山防災協議会の事業内容は、「活動火山対策特別措置法」に規定する各種計画の作成や防災体制の検討であり、検討結果を反映する成果指標を設定することは困難である。

### （前年度の取組）

・事業の活動内容（会議の開催、研修の参加人数等）

（御嶽山）

- ・令和 2 年 6 月 事務局会議
- ・令和 2 年 6 月 両県合同火山防災訓練(情報伝達)
- ・令和 2 年 7 月 事務局会議
- ・令和 2 年 8 月 事務局会議
- ・令和 2 年 9 月 事務局会議
- ・令和 2 年 10 月 事務局会議（予定）
- ・令和 2 年 11 月 事務局会議（予定）
- ・令和 2 年 12 月 事務局会議（予定）
- ・令和 3 年 1 月 幹事会（予定）
- ・令和 3 年 2 月 協議会（予定）

（焼岳）

- ・令和 2 年 6 月 事務局会議（書面開催）

- ・令和 2年7月 事務局会議
- ・令和 2年10月 事務局会議（予定）
- ・令和 2年11月 高山市火山防災訓練（予定）
- ・令和 2年11月 両県合同火山防災訓練（情報伝達）（予定）
- ・令和 2年11月 事務局会議（予定）
- ・令和 2年12月 事務局会議（予定）
- ・令和 3年1月 幹事会（予定）
- ・令和 3年2月 協議会（予定）

（乗鞍岳）

- ・令和 2年6月 事務局会議（書面開催）
- ・令和 2年6月 両県合同火山防災訓練（情報伝達）
- ・令和 2年7月 事務局会議
- ・令和 2年10月 事務局会議（予定）
- ・令和 2年11月 事務局会議（予定）
- ・令和 2年12月 事務局会議（予定）
- ・令和 3年1月 幹事会（予定）
- ・令和 3年2月 協議会（予定）

（白山）

- ・令和 2年6月 事務局会議（書面開催）
- ・令和 2年6月 両県合同火山防災訓練（情報伝達）
- ・令和 2年8月 事務局会議
- ・令和 2年10月 事務局会議（予定）
- ・令和 2年11月 幹事会（予定）
- ・令和 2年11月 事務局会議（予定）
- ・令和 3年1月 幹事会（予定）
- ・令和 3年2月 協議会（予定）

（前年度の成果）

- ・前年度の取組により得られた事業の成果、今後見込まれる成果
  - （御嶽山）火山防災訓練（初動訓練）
  - （焼岳）火山防災訓練（実動訓練）
  - （乗鞍岳）火山防災訓練（初動訓練）
  - （白山）避難計画の改正、火山防災訓練（初動訓練）

## 2 事業の評価と課題

### (事業の評価)

|   |  |
|---|--|
| ・ 事業の必要性（社会経済情勢等に沿った事業か、県の関与は妥当か）<br>○：必要性が高い、△：必要性が低い                              |  |
| (評価)<br>○   | 平成 27 年 7 月に改正された「活動火山対策特別措置法」により、火山災害警戒地域に対し火山防災協議会の設置が義務付けられ、火山現象の状況に応じた具体的な避難計画などの警戒避難体制の整備に関し必要な協議を行うこととされており、県もその構成員として積極的に関与していく必要がある。 |
| ・ 事業の有効性（指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか）<br>○：概ね期待どおり又はそれ以上の効果が得られている、△：まだ期待どおりの成果が得られていない |  |
| (評価)<br>○   | 「火山防災協議会」の設置目的である、平時からの「顔の見える関係」が構築されており、噴火時の対応についてあらかじめ検討、調整することができた。   |
| ・ 事業の効率性（事業の実施方法の効率化は図られているか）<br>○：効率化は図られている、△：向上の余地がある                            |  |
| (評価)<br>○   | 「火山防災協議会」構成機関の負担軽減のため、焼岳・乗鞍岳の会議を同日に開催するなど、開催方法の効率化を図った。  |

### (今後の課題)

|   |
|---|
| ・ 事業が直面する課題や改善が必要な事項<br>平成 26 年 9 月の御嶽山噴火のような突発的な火山災害の発生も懸念されることから、県内の活火山における火山防災対策を早急かつ着実に実施していく必要がある。 |
|---|

### (次年度の方向性)

|  |
|--|
| ・ 継続すべき事業化。県民ニーズ、事業の評価、今後の課題を踏まえて、今後どのように取り組むのか<br>御嶽山を含めた県内の活火山における火山防災対策を着実に実施していくため、火山防災協議会構成団体などの関係機関と密接に連携し、非常時の対応体制の検討など、県の火山防災体制を強化する必要がある。 |
|--|

(他事業と組み合わせて実施する場合の事業効果)

|                        |       |
|------------------------|-------|
| 組み合わせ予定のイベント又は事業名及び所管課 | 【〇〇課】 |
| 組み合わせて実施する理由や期待する効果 など |       |